

## 東京都市計画道路の変更について（東京都決定）

文京区都市計画部都市計画課

令和 2 年 2 月

### 1 これまでの経緯

- (1) 平成 16 年 3 月に公表された、区部における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）の検証において「都市計画の見直し候補区間」として選定された区間のうち、日暮里・谷中地区の 3 路線（補助 92 号線、補助 178 号線、補助 188 号線）については、平成 27 年 12 月に「見直し候補区間の全区間廃止」という都市計画の見直し方針が示され、東京都・文京区・台東区・荒川区において協議を進めてきた。
- (2) 補助 178 号線については東京都が都市計画素案を作成し、令和元年 8 月 30 日・31 日に東京都及び 3 区による日暮里・谷中地区の 3 路線の都市計画変更素案説明会を共同開催した。
- (3) 令和 2 年 1 月 8 日に東京都知事から文京区長宛に都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、補助 178 号線について都市計画変更の案について区への意見照会が行われた。

### 2 対象路線の内容（文京区に関するもの）

- ・路線名：幹線街路補助線街路第 178 号線【都道】の一部区間
- ・区 間：補助第 94 号線（不忍通り団子坂下）～補助第 92 号線（台東区谷中）
- ・延 長：約 570m（うち文京区内 約 100m）

#### 【変更点】

- ・終点位置が現在の台東区谷中五丁目から文京区千駄木三丁目になり、延長は現在の約 1,960m から約 1,390m に変更。
- ・今回、補助第 178 号線の廃止とした一部区間を除き、残りの区間において車線の数を 2 車線に定める。

### 3 今後のスケジュール（予定）

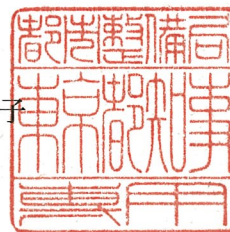
- ・令和 2 年 2 月 19 日から令和 2 年 3 月 4 日まで 都市計画案の縦覧及び意見書の提出
- ・令和 2 年 5 月 東京都都市計画審議会
- ・令和 2 年 6 月 東京都による都市計画変更決定告示予定



31都市基街第466号  
令和2年1月8日

文京区長 殿

東京都  
上記代表者 東京都知事  
小池 百合子



東京都市計画道路の変更について（照会）  
（東京都市計画道路幹線街路補助線街路第178号線）

標記について、別添計画案のとおり変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、貴区の御意見を伺います。  
なお、令和2年4月20日までに御回答願います。

添付書類

- 1 計画書
- 2 総括図
- 3 計画図



## 東京都市計画道路の変更（東京都決定）

東京都市計画道路中、幹線街路補助線街路第178号線を次のように変更する。

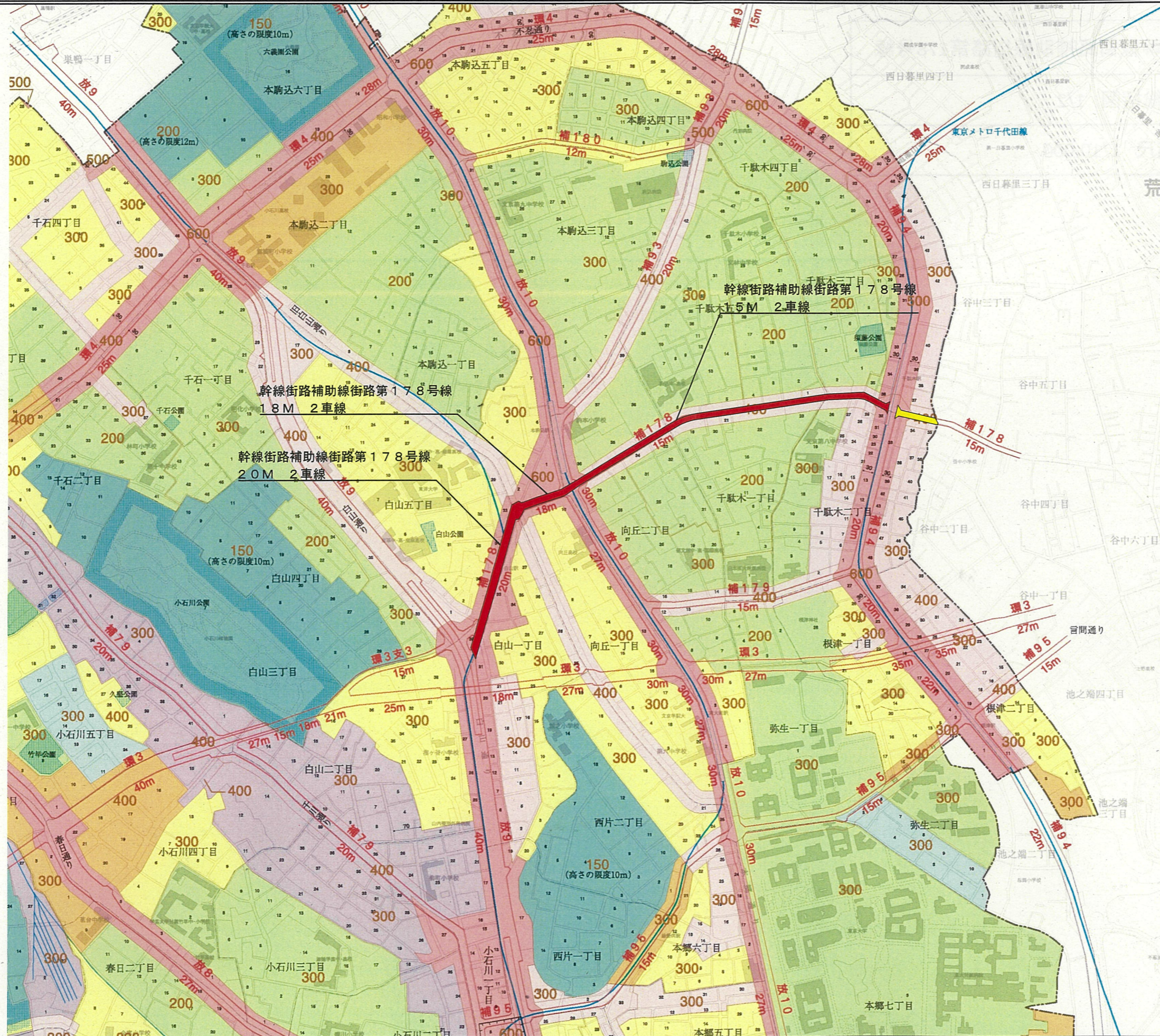
種別	名称		位置		区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点		主な経過地	延長	構造形式		車線の数
幹線街路	補178	補助線街路第178号線	文京区白山二丁目	文京区千駄木三丁目	文京区向丘二丁目	約1,390m	地表式	2車線	15m	地表式の区間における鉄道等との交差の構造 東京都三田線と立体交差 東京地下鉄南北線と立体交差 東京地下鉄千代田線と立体交差 放射第9号線と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所
		その他								

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由：都市計画道路の必要性が低いことが確認されたため、変更する。

### 変更概要

名称	変更概要
補助線街路第178号線	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 終点位置の変更 台東区谷中五丁目→文京区千駄木三丁目</li> <li>2 延長の変更 約1,960m → 約1,390m</li> <li>3 車線の数の決定 2車線</li> </ol>



凡例

地域 地区	用途地域	第1種低層住居専用地域 60	第1種中高層住居専用地域 60	第2種中高層住居専用地域 60	第1種住居地域 60	第2種住居地域 60	近隣商業地域 80	商業地域 80	準工業地域 60		
	風致地区	第2種風致地区									
	駐車場整備地区	上野・浅草駐車場整備地区									
	地区計画等										
	都市施設	都市計画道路	放7: 放街7号線	環2: 環状2号線	環3: 環状3号線	環4: 環状4号線	環5: 環状5号線	環6: 環状6号線	環7: 環状7号線	環8: 環状8号線	
		都市計画公園									
		都市高速鉄道	都市高速鉄道 (地下鉄計画線)								



凡例

	第一種中高層住居専用地域		環3：環状3号線	都市計画道路
	第二種中高層住居専用地域		放12：放射12号線	
	第一種住居地域		補186：補助186号線	都市計画街路
	第二種住居地域		環12：40M	
	近隣商業地域		環3：25M	都市計画公園
	商業地域		環186：22M	
	準工業地域		環12：8m	都市計画駐車場
	用途地域等境界線		環3：8m	
	用途地域等境界線		環186：8m	都市計画自動車道
	道路境界からの路線式指定 (距離指定のないものは20m)		環12：25M	
	敷地境界及び公設境界等による指定		環3：25M	都市計画道路(計画線)
	特定街区		環186：22M	
	高度利用地区		環12：8m	JR・私鉄(地上)
	特別緑地保全地区		環3：8m	
	新たな防火規制		環186：8m	JR・私鉄(地下)
			環12：25M	

※都市計画図についてのお問い合わせは、  
台東区都市づくり部都市計画課  
電話 03-5246-1363  
平成25年度登録第78号

都市計画図

建ぺい率 ← 60・300 → 容積率  
 一文 → 特別用途地区  
 高度地区 ← 三高 | 準防 → 防火指定  
 4.25/4m → 測定面の高さ  
 日影規制 (半) → 規制日影時間

※「0」は「日影規制区域内で規制を指定しない区域」  
 ◆「-」は指定がない地区

●特別用途地区

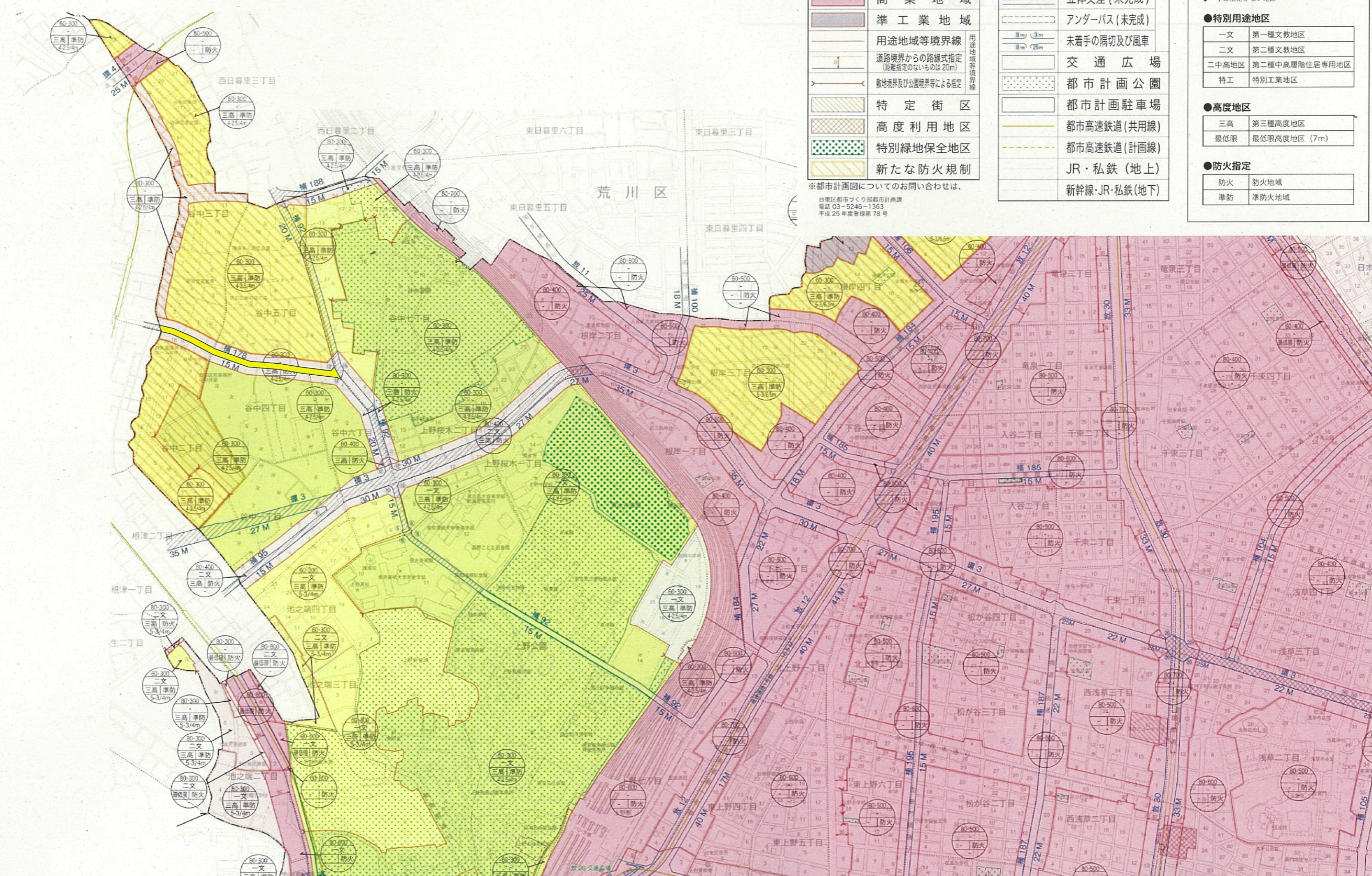
一文	第一種文教地区
二文	第二種文教地区
二中高地区	第二種中高層住居専用地区
特工	特別工業地区

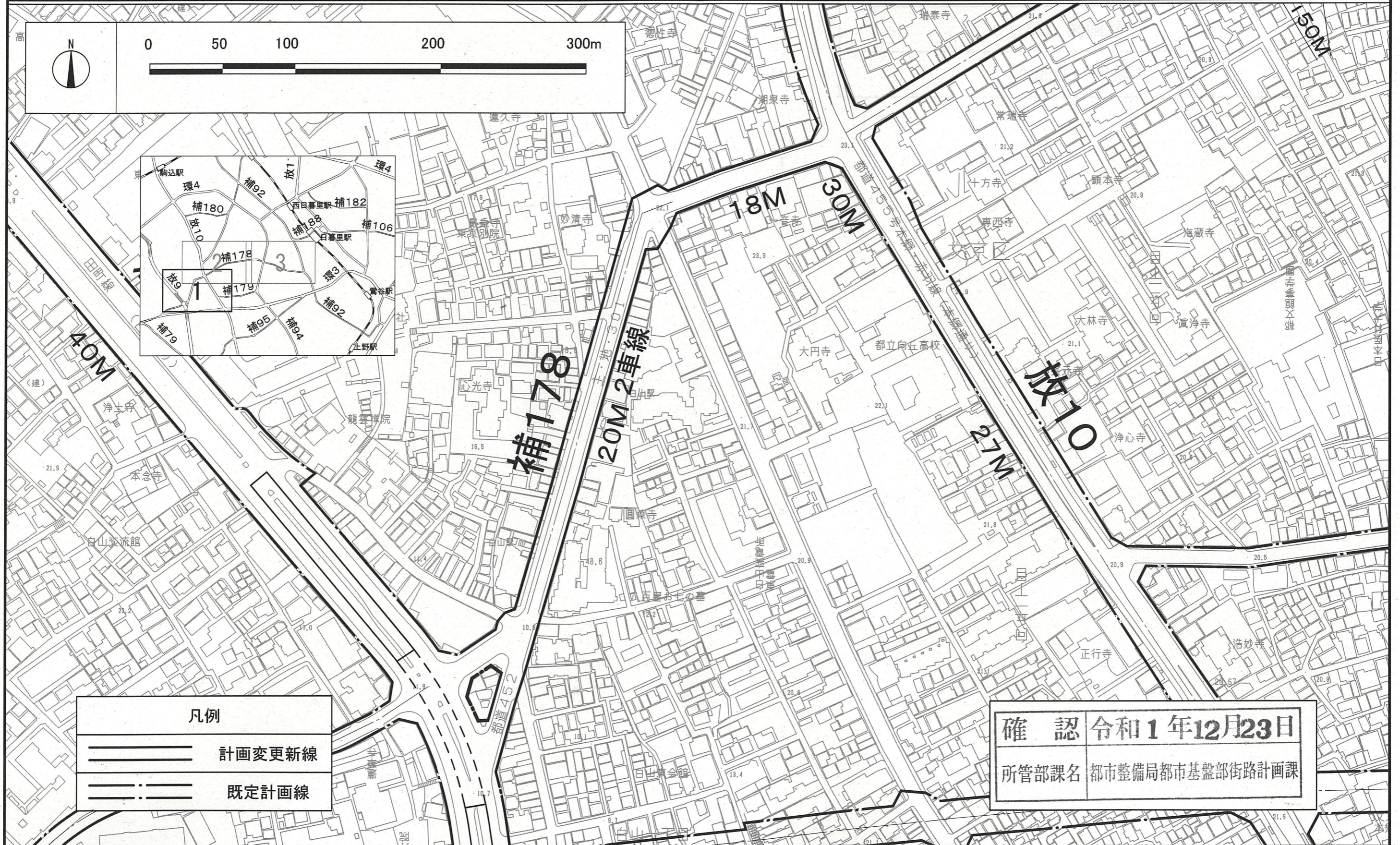
●高度地区

三高	第三種高度地区
最低限	最低限高度地区 (7m)

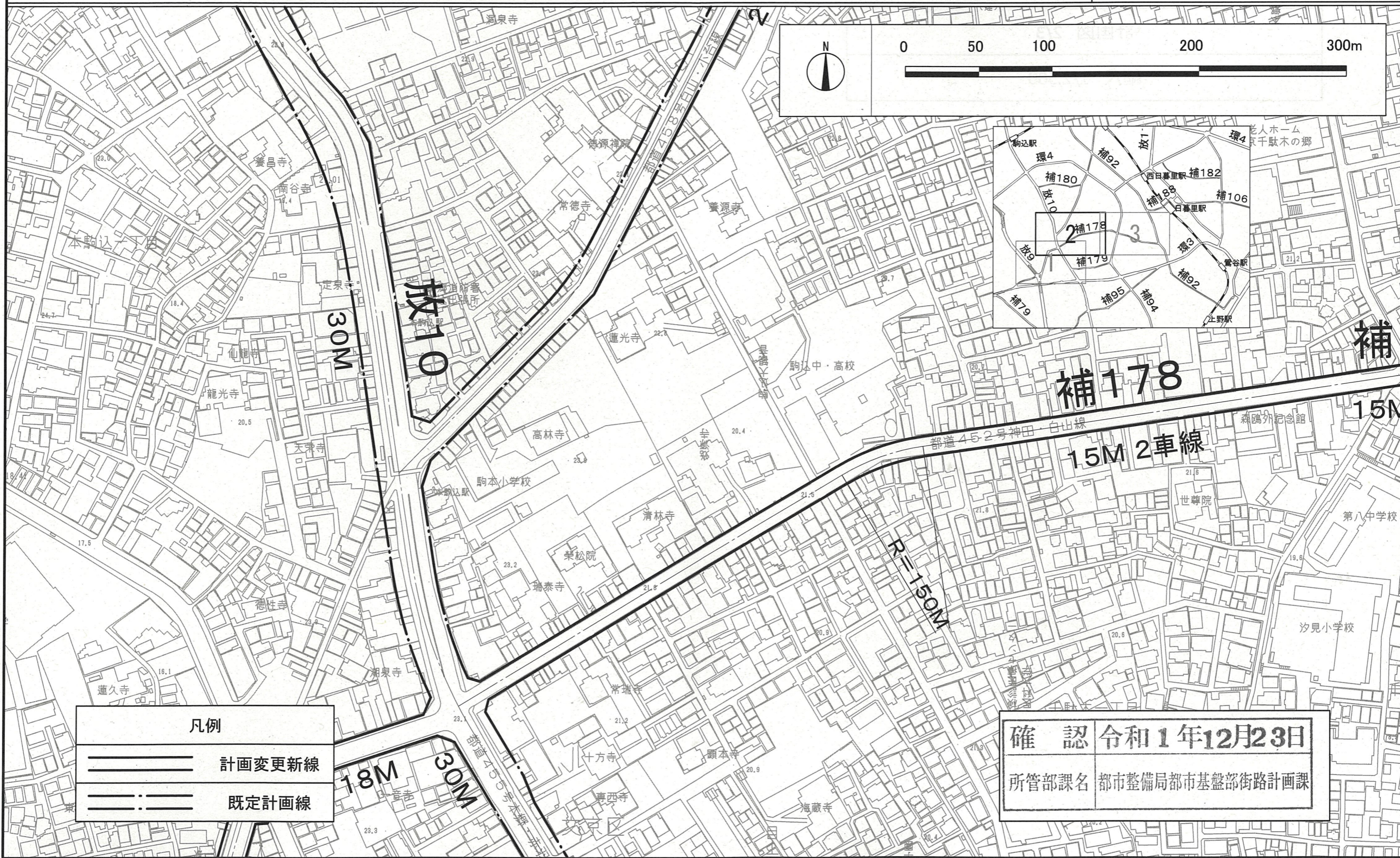
●防火指定

防火	防火地域
準防	準防火地域





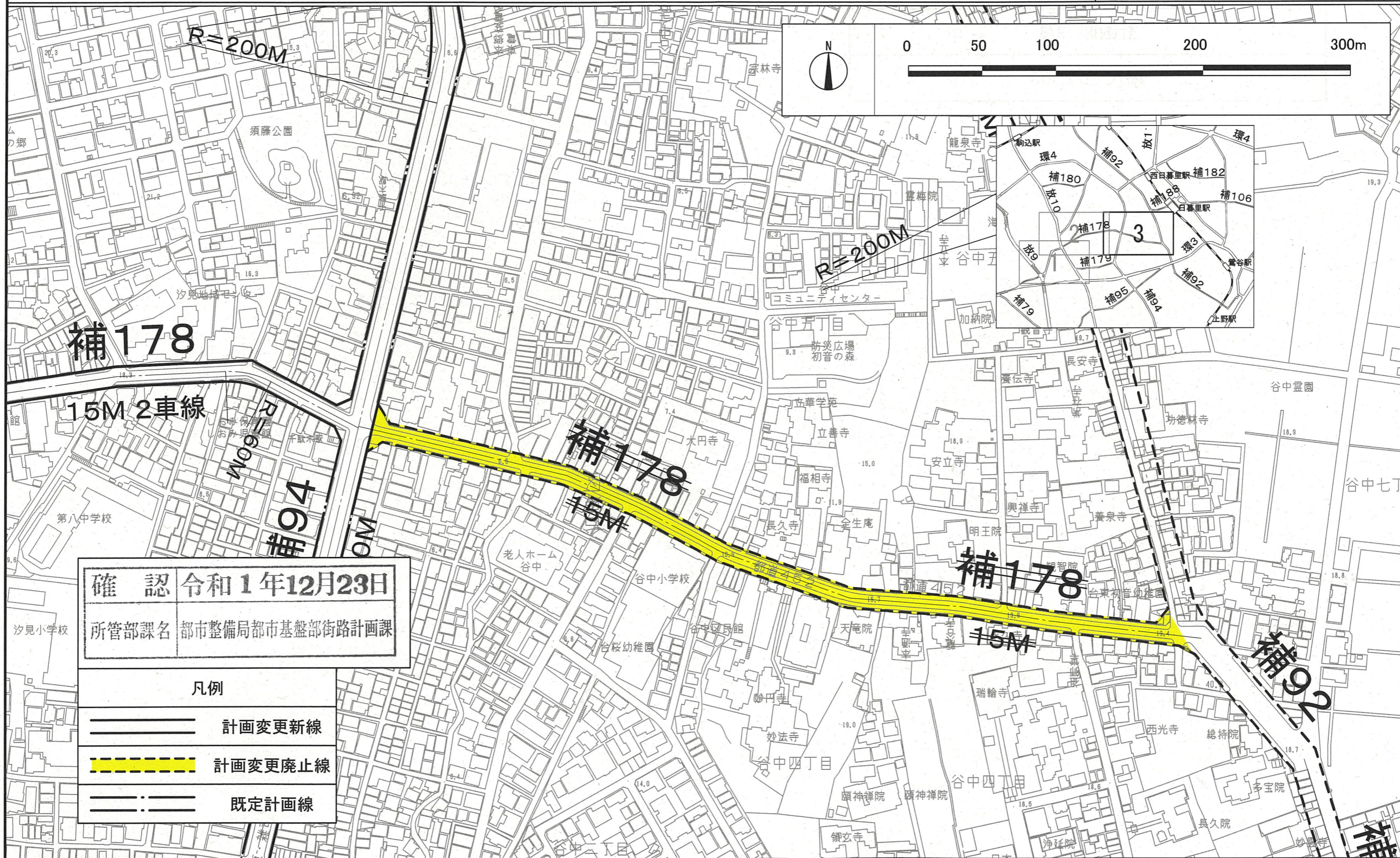
この地図は、国土地理院長の承認(平成24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2, 500)を使用(31都市基交第477号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
 この地図は、東京都縮尺 1/2,500 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)31都市基街都第107号、令和元年7月30日



凡例	
	計画変更新線
	既定計画線

確認 令和1年12月23日  
 所管部課名 都市整備局都市基盤部街路計画課

この地図は、国土地理院長の承認(平成24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2, 500)を使用(31都市基交第477号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
 この地図は、東京都縮尺 1/2,500 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)31都市基街都第107号、令和元年7月30日



確認 令和1年12月23日  
 所管部課名 都市整備局都市基盤部街路計画課

凡例	
	計画変更新線
	計画変更廃止線
	既定計画線

この地図は、国土地理院長の承認(平成24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2, 500)を使用(31都市基交第477号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
 この地図は、東京都縮尺 1/2,500 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)31都市基街都第107号、令和元年7月30日